

. 自立する

男女が性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず互いの人権を尊重し、自らの人生に生きがいを持ちながら自立して暮らすことは男女共同参画社会の前提となります。しかし、高齢者や障害者、また、年々増加する外国人などは社会的に弱い立場に置かれ、安定した生活が困難な状況にあります。近年問題となっている女性に対する暴力も女性に恐怖と不安を与え、活動を束縛し自信を失わせるなど、女性が主体的に生きる権利を侵害しています。また、健康はすべての人が健やかに安心して暮らすための基本的権利であり、日頃から自己管理を行い、生涯を通じた健康の保持増進が大切です。特に、女性が自分の身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の視点が重要になります。

一人ひとりの生き方を大切にしながら、社会的に弱い立場にある人も含めて、全ての市民が自立し、健康で安心して生活できるように、高齢者や外国人などへの社会的支援の充実や女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めるとともに、生涯にわたる健康づくりを推進します。

	< 目 標 >	< 施 策 >
自立する	1. 高齢者などが安心して暮らせる社会の実現	(1) 高齢者の自立支援 (2) 障害者の自立支援 (3) ひとり親家庭の自立支援
	2. 女性を取り巻くあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識、環境づくり (2) ドメスティック・バイオレンスへの対策 (3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり
	3. 生涯にわたる健康づくり	(1) 心身の健康づくりへの支援 (2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立 (3) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援 (4) 男性の健康づくりへの支援
	4. 国際理解と多文化共生社会の実現	(1) 国際理解と国際交流の推進 (2) 外国人の自立支援

目標 1 高齢者などが安心して暮らせる社会の実現

(1) 高齢者の自立支援

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっています。高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として考え、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。高齢期の男女の自立のための支援を充実させ、長年の経験を生かして社会参画する機会を拡大します。

< 施策 >

< 事業 >

(1) 高齢者の自立支援

介護保険適用者を除く高齢者に対するサービスの充実

日常生活への支援の充実

生きがい対策の充実

情報提供と相談業務の充実

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【73】 -1-(1)- 介護保険適用者を除く高齢者に対するサービスの充実	高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活できるように、在宅で生活するための保健・福祉サービスを充実させます。 ・ホームヘルプサービス、デイサービス、ミニデイサービス、ショートステイサービス、日常生活用具の給付・貸与など	長寿課
【74】 -1-(1)- 日常生活への支援の充実	高齢者が地域社会の中で安心して快適に暮らせるように、生活環境の整備や自立のための支援を充実させます。 ・シルバー人材センター事業の推進 ・成年後見制度の周知 ・ひとり暮らし高齢者の日常生活への支援 ・福祉ボランティアの育成 ・グループホームなど住宅情報の提供 ・高齢者の性に関する講座の開催 ・高齢者向け住宅の整備 ・経済的な自立に向けた資産形成学習会などの開催 ・ごみのふれあい戸別収集の実施	長寿課 健康課 クリーン課 住宅課 生涯学習課
【75】 -1-(1)- 生きがい対策の充実	社会を支える重要な一員として高齢者が生きがいを持って生活できるように、意欲や能力に応じた社会参画の機会を提供します。 ・老人クラブへの支援の充実 ・高齢者のボランティアへの参画促進 ・三世代交流事業などの奨励 ・蓬萊大学、市民学級など学習機会の充実	長寿課 生活課 生涯学習課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【76】 -1-(1)- 情報提供と相談業務の充実	<p>高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、あらゆる相談に対応できるように相談業務を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居老人や寝たきり老人の現状調査 ・ 相談業務の充実 ・ 出前講座や広報等による情報の提供 	長寿課

(2) 障害者の自立支援

ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害のある人もない人も、お互いに尊重しあつてともに生活し活動できる社会を実現させるため、あらゆる分野におけるバリアフリー化を促進し、障害者の自立・社会参画を支援します。その際、特に、障害のある女性への配慮を重視します。

< 施策 >

< 事業 >

(2) 障害者の自立支援

生活基盤の整備

利用しやすい施設、生活空間の整備

ノーマライゼーションの理念に基づいた社会参画の促進

情報提供と相談業務の充実

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【77】 -1-(2)- 生活基盤の整備	障害者が住み慣れた地域の中で安全で快適な社会生活を送れるように、各種支援制度の充実をはじめとする生活基盤の整備を行います。 ・ 障害者支援費制度の適切な運営 ・ 住宅改造や居室整備への支援 ・ 丸亀ボランティア協議会の活動支援 ・ 障害者向け住宅の整備 ・ ごみのふれあい戸別収集の実施	福祉課 クリーン課 住宅課
【78】 -1-(2)- 利用しやすい施設、生活空間の整備	高齢者、障害者、健常者などの区別なく、誰もが気持ちよく使えるユニバーサル・デザインの考え方により、利用しやすい施設や生活空間を整備します。 ・ ユニバーサル・デザインを取り入れた都市計画マスタープランの見直し ・ 道路(歩道)のバリアフリー化への対応 ・ 市営住宅のバリアフリー化	都市計画課 建設課 住宅課 各課
【79】 -1-(2)- ノーマライゼーションの理念に基づいた社会参画の促進	ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害のある人もない人も、ともに生活し活動できるように、障害者の自立や社会参画を支援します。 ・ 障害者の就労機会の拡大 ・ 小規模通所作業所の整備及び運営補助 ・ 丸亀市身体障害者福祉連合協会への活動支援	福祉課 商工観光課
【80】 -1-(2)- 情報提供と相談業務の充実	障害者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、あらゆる相談に対応できるように相談業務を充実させます。 ・ 民生・児童委員の相談業務の充実 ・ 福祉保健推進委員の見守り・支援活動の充実	福祉課

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭においては、一人で生計を維持するとともに家事や育児も担っているため、経済的・精神的に問題を抱えていたり、日常生活上の困難に直面したりする場合があります。特に、母子家庭の母親は就労が難しく、経済的な自立が困難な状況にあると考えられます。このようなひとり親家庭の生活の安定に向けて、経済的・社会的自立を促すための施策を充実させます。

< 施策 >

< 事業 >

(3)ひとり親家庭の自立支援

福祉制度などの充実

就労支援

市営住宅への優先入居

情報提供と相談業務の充実

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【81】 -1-(3)- 福祉制度などの充実	母子・父子家庭の区別なく、ひとり親家庭は子どもの養育等で大きな不安を抱えていることが多いので、各種福祉施策により生活の安定を図り、自立と子育てを支援します。 ・ひとり親家庭への経済的支援の充実 ・ヘルパー事業の充実 ・福祉ボランティアの育成	児童課
【82】 -1-(3)- 就労支援	ひとり親家庭の経済的自立に向けて、就業相談や職業訓練など就業のための支援対策を推進します。 ・母子家庭自立支援対策事業の充実 ・父子家庭等の就労状況等の実態把握	児童課 商工観光課
【83】 -1-(3)- 市営住宅への優先入居	ひとり親家庭、特に、母子家庭における住宅問題への不安を解消するため、市営住宅へ優先的に入居できるように配慮します。 ・母子向け住宅への優先入居	住宅課
【84】 -1-(3)- 情報提供と相談業務の充実	ひとり親家庭を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、あらゆる相談に対応できるように相談業務を充実させます。 ・母子自立支援員事業の充実 ・父子家庭等に対する相談体制の充実	児童課

目標2 女性を取り巻くあらゆる暴力の根絶

(1) 暴力を許さない認識、環境づくり

性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は身体的、精神的に大きな痛みをもたらす行為として女性の基本的人権を侵害するものであり、決して許されることではありません。被害を受けた女性の立場を十分に考慮しつつ相談体制などを整備するとともに、暴力を許さない環境、暴力が発生しない環境をつくります。

< 施策 >

< 事業 >

(1)暴力を許さない認識、環境づくり

広報啓発、学習の推進

暴力の防止について規定する法律の周知

法的制度の充実への働きかけ

暴力に関する実態把握

相談体制の充実

犯罪防止に配慮した道路・公園などの施設の普及

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【85】 -2-(1)- 広報啓発、学習の 推進	女性に対する重大な人権侵害である暴力を根絶するため、あらゆる機会を通じた啓発活動や学習により意識改革を進めます。 ・「女性に対する暴力をなくす運動(毎年 11/12～11/25)」や「人権週間(毎年 12/4～12/10)」に併せた広報・啓発活動の強化 ・暴力の背景や問題性などについての講演会、講座の開催 ・暴力の根絶に向けた啓発パンフレットの作成 ・女性に対する暴力についての行政職員・教職員の研修 ・売買春防止に向けた啓発や教育の実施	企画課 職員課 人権課 学校教育課
【86】 -2-(1)- 暴力の防止につい て規定する法律の 周知	市民が必要なときに利用できるように、女性に対する暴力に関する法律の内容や趣旨について分かりやすく周知します。 ・「ストーカー規制法」や「DV防止法」などの内容や趣旨の周知	企画課 人権課
【87】 -2-(1)- 法的制度の充実へ の働きかけ	女性に対する暴力防止のための法律や諸制度を実効性のあるものにするため、制度の充実や適切な運用を国・県などに働きかけます。 ・「ストーカー規制法」や「DV防止法」などの充実要望	企画課 人権課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【88】 -2-(1)- 暴力に関する実態把握	<p>的確な施策を行うため、女性に対する暴力について定期的に被害の状況などを調査するとともに、社会の問題意識を高めるために調査結果を公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性への暴力に関する市民アンケート調査の実施及び調査結果の公表 ・各相談機関における相談実績の分析・公表 	企画課 児童課
【89】 -2-(1)- 相談体制の充実	<p>暴力を受けた女性が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携により解決に向けて支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化 ・相談窓口の周知及び充実 ・プライバシーが守れる相談室の充実・整備 ・相談業務担当者の研修充実 	企画課 児童課 生活課 人権課
【90】 -2-(1)- 犯罪防止に配慮した道路・公園などの施設の普及	<p>公共施設などで犯罪被害が発生しないように犯罪防止に配慮した施設を普及させ、安全・安心のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の整備 ・市営住宅内防犯設備の充実 	建設課 住宅課

(2) ドメスティック・バイオレンスへの対策

ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）は犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害が表面化しにくく、個人の問題として扱われることが多かったため、被害者の救済は必ずしも十分には行われていませんでした。平成17年度「男女共同参画に関する市民アンケート」においても、実に11.1%の女性が夫などから暴力を受けたことがあり、そのうちの45.5%が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。女性への暴力を社会的問題として認識し、積極的かつ的確な取り組みを進めるため、ドメスティック・バイオレンスは犯罪であるとの意識啓発を進めます。また、相談体制の整備や生活の場を確保するなど被害者の自立を支援します。

< 施策 >

< 事業 >

(2) ドメスティック・バイオレンスへの対策

被害者の保護、自立支援

民間の支援団体への情報提供と支援

加害者への施策

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【91】 -2-(2)- 被害者の保護、自立支援	被害者の状況に応じて迅速に対応できるように、関係機関と連携を取りながら各種相談の実施や情報の提供を行うなど、被害者の自立を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> 被害者のための相談業務の充実 関係機関による連絡体制の整備 DV対応マニュアルの作成 生活保護制度の活用 各相談機関、医療機関、警察署や近隣自治体との連携による、女性や母子の緊急一時保護に向けた支援 	企画課 福祉課 児童課 住宅課
【92】 -2-(2)- 民間の支援団体への情報提供と支援	被害者の日常生活を支える民間支援団体との連携を深め、互いに情報を交換しながら活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体との連携及び活動支援 民間団体によるシェルター確保への支援 	企画課 児童課
【93】 -2-(2)- 加害者への施策	配偶者やパートナーからの暴力被害の再発を防ぐため、暴力を振るう加害者への理解と更生に向けた取り組みを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 加害者の心理面から見た講演会の開催 暴力に頼らない問題解決方法が身につくような効果的な方法の研究 加害者ケアのできる相談体制の整備 全県的な取り組み体制の整備要望 加害者の更生に関する情報収集 	企画課 児童課

(3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり

セクシュアル・ハラスメントは対象となった女性の尊厳を不当に傷つけ、能力の発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為です。雇用の場だけでなく、地域活動、学校などにおいてもセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発や研修を推進します。また、被害者が利用しやすい相談窓口を整備するなど、被害者への支援を充実させます。

< 施策 >

< 事業 >

(3)セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり

教育環境におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策

地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【94】 -2-(3)- 教育環境におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	教育環境におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、教育関係者などへの研修を行うとともに、児童・生徒が利用しやすい相談窓口を整備します。 ・教職員による研究会の開催 ・相談窓口の設置及び充実	学校教育課
【95】 -2-(3)- 地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、講演会などの意識啓発事業を推進するとともに、相談窓口を整備します。 ・地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止講演会の開催 ・コミュニティなどにセクシュアル・ハラスメント防止の取り組みを要請 ・相談窓口の周知及び充実	企画課 人権課 生涯学習課